

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25年 6月 24日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22402014

研究課題名（和文） 諸外国の法曹養成と官庁・自治体実務修習の関連づけの調査と法科大学院への応用可能性

研究課題名（英文） Investigations on the legal training system and the involvement of practical training in public sectors of the foreign countries and the application possibility to the law school system in Japan

研究代表者

高橋 明男（TAKAHASHI AKIO）

大阪大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60206787

研究成果の概要（和文）：米、独、仏について、大学教授、官公庁の人事担当者と法曹資格を有する職員、法曹試験担当者、修習機関担当者、法律事務所等におけるヒアリングと関連資料調査によって、実務修習の仕組みに焦点を当てた法曹・公務員養成制度の実際と公的部門における法律専門家の採用・人事配置を調査した。その結果、法学部や法科大学院において、公的部門の業務に合わせた科目と実務修習のカリキュラムへの組み込みが重要であることが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：The training of lawyers and civil servants with the focus on practical training and the employment and function of legal professions in the public sectors are investigated for the USA, Germany and France by means of interviews to professors, personal operation department and civil servants of lawyers of public sectors, legal examination department, training agencies, and law firms and documentary search are investigated. As a result it is confirmed that subjects oriented to the works in the public sectors and the practical training are to integrated to the curriculum of the legal high educational system.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	3,600,000	1,080,000	4,680,000
2011年度	6,300,000	1,890,000	8,190,000
2012年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
年度			
年度			
総計	13,300,000	3,990,000	17,290,000

研究分野：社会科学A

科研費の分科・細目：新領域法学

キーワード：法曹養成、実務修習、司法制度改革、法科大学院

## 1. 研究開始当初の背景

法曹人口の増大による国民の司法へのアクセスの向上を目標の1つとして、法科大学

院が平成16年に設置されて5年が経過し、法科大学院を修了して司法試験に合格する者が増大しているが、裁判官・検察官の任官

数が大きく増えていないこともあって、弁護士の数が増えている。他方、社会においても、弁護士に対する期待は、訴訟を中心とする紛争解決業務に止まらなくなっており、社会の高度化、複雑化、グローバル化の流れの中でリスク管理の必要性を認識した企業においては、法務部門の持つ重要性が増し、企業内弁護士の積極的活用の傾向が見えている。行政改革、地方分権改革によって、民間との法的関係が従来とは質的にも量的にも異なってきた官庁・地方自治体においても、同様に、弁護士の持つ専門性が重視されつつある。

従来から、官庁・自治体においては、法律案・条例案・規則案・通達案・要綱案作成という立法実務と法令解釈実務が重要な業務であり、法学部卒が多くを占める法律職公務員の果たす役割も大きかった反面、行政訴訟が活発とは言えず、訴訟リスクに備えた法律実務はあまり必要とされていなかった。ところが、行政改革と地方分権改革によって、官庁においても自治体においても、政策を実現していく制度設計を行うための政策法務が重要性を増し、単なる立法技術・解釈技術に止まらない、新たな法的思考を行いうる人的リソースが求められてきた。また、司法制度改革の一環として、行政事件訴訟法が改正され、行政訴訟の間口が広げられたことと、法科大学院制度において、行政法を基本科目として学んだ法曹が続々と生まれてきたことから、行政訴訟が提起されやすい環境が整えられつつあり、官庁・自治体においても訴訟リスクに備えた法律実務への需要が増してきた。ところで、従来の官庁・自治体における法律知識の修得は、基本的に、主として法学部卒の公務員が必要に応じて研修を受けながら、OJTによって身につけていくことによって行われてきたが、このような研修によって、今後、ますます増大する訴訟リスクに備えた法律実務が習得されるかどうかは明らかではない。他方で、官庁・自治体において求められる法的思考能力は、訴訟リスクに備えた法律実務への対処能力に限られるのではなく、政策形成・制度設計能力も含まれる。このような能力の習得は、特に、公共政策大学院が目指すところと重なっているが、現状の公共政策大学院のカリキュラムにおいて、十分な法的思考能力が習得可能かどうかは、明らかではない。このようなことを考慮すると、今後において、官庁・自治体における新たな法的思考能力を持った人的リソースの供給源として、法科大学院は一定の役割を果たしうると思われるが、現状のカリキュラムは、狭義の法曹の訴訟実務への対応能力を身につけることに主眼が置かれており、公務員に求められる法律実務対応能力、特に政策法務能力を身につけることは、ほとんど考慮されていない。したがって、今後、

法科大学院が官庁・自治体の公務員への人的リソースの供給源となるためには、特に、官庁・自治体等の実務の修習がカリキュラムの中に組み込まれることが必須となると考えられる。

## 2. 研究の目的

本研究は、法曹資格者が公務員として活躍する機会が少なくない諸外国において、法曹養成課程の中で、どのように官庁・自治体実務への対応能力が習得されるのかを調査しようとするものである。そのような調査を通じて、諸外国における法曹養成と官庁・自治体等の実務の関連づけのあり方を研究し、合わせて、わが国の官庁・自治体における実務修習の受け入れ状況を対照調査する。それによって、これまでは、弁護士事務所に限られていた法科大学院のエクスターンシップのあり方を見直し、今後の法科大学院における官庁・自治体等の実務修習の制度設計を検討することに役立てようと企図した。

## 3. 研究の方法

本研究においては、法曹資格者が官庁・自治体において公務員として活躍しているドイツ、フランス、アメリカを調査対象として、それぞれの国の法曹養成と公務員養成の関連性、法曹養成における官庁・自治体等の実務修習の組み込まれ方、修習の内容、修習に対する評価を調査する。その際、各国において、法曹資格者が、官庁・自治体において、具体的にどのような役割を果たしているのか、法曹資格は實際上、業務遂行にどのように役立っているのか、法曹資格者ではない者との競争において、法曹資格が持つ意味をも調査する。

並行して、わが国の官庁・自治体において、実務修習がどのように行われているか、その受け入れ体制、修習の内容、修習に対する評価を対照調査する。その際、法学部等の学部生や公共政策大学院等の院生とは質的に異なる法律実務能力を持っている法科大学院修了者に対して、官庁・自治体がどのような需要を持っているかも可能な限りで調査する。

以上の外国調査とわが国の調査を比較対照し、今後の法科大学院(と必要に応じて、法学部・公共政策大学院)において、官庁・自治体等の実務修習がカリキュラムの中に、どのように組み込まれるべきかを検討する。

## 4. 研究成果

### (1) アメリカ

アメリカにおける法曹養成システム(ロースクール)は、わが国と異なり、法学部の存在を予定したものではないが、ロースクールを修了し司法試験に合格した法曹が、法曹三

者に限られず、企業内法律専門家あるいは公的部門における法律専門家として、幅広く活躍しているところに特徴がある。そのようなシステムにおいて、公的部門における法律専門家の役割は、行政審判官のような法律解釈の専門家としてだけではなく、政策や法案の企画立案、具体的な法執行、行政手続の実施、組織管理など多岐にわたる。また、ロースクールのカリキュラムにおいては、公的部門への就職志望に合わせて、多様な専門的科目が配置され、公的部門において求められる専門性への対応が図られ、並行して、インターンシップを奨励することによって、行政実務に親しむと共に、就職の手懸かりが得られるよう工夫されている。

#### (2) ドイツ

ドイツの公的部門の従事者のうち「官吏」については、法曹が優先的に採用されることが認められる。それは、ドイツの法曹養成の仕組みが、法曹がそのような役割を担う上に必要な能力を備えるように作られていることによるものであり、特に公的部門の実務との近さが、大学在学時の実習、選択科目の履修、司法修習における公的部門での修習を通じて、法曹養成の各段階で確保されている。ドイツは、アメリカ、日本と同じく法曹一元が行われているが、ドイツにおいても、アメリカと同様、裁判官・検察官・弁護士という日本で通常「法曹」と言われる職域にとどまらず、公的部門において、法曹が中心的な役割を担っている。行政の専門性が高まる中で、在学中の実習と第一次国家試験後の司法修習の2段階の実務修習と選択科目の充実が、法曹を一般職として採用することを可能にしている。

#### (3) フランス

フランスの公的部門においては、大学で法律を学んだ者が、司法官養成課程とは別の特有の教育課程を経て公的部門に採用され、採用後に専門性を向上させる種々の研修の仕組みが用意されている。フランスにおいては、司法官（裁判官と検察官）、弁護士、行政官がそれぞれ別個の養成課程を経る仕組みである点で、今回の比較四カ国の中では異なる位置にある。しかし、その一方で、公的部門の法律関係業務は、法曹ではなく、大学で法律を学んだ者が養成課程を経て担っているという点においては、わが国と類似している面があることがわかった。公的部門において求められる専門性と法律知識・法的な解釈適用能力の総合が、研修制度の充実によって図られていると言える。一方で、とりわけ、地方自治体においては、弁護士との協働が行われている。

#### (4) 日本

わが国においては、法科大学院を修了し司法試験に合格した者を対象とした国家公務

員総合職「法務」区分の採用が2012年度から始まり、一定数の採用実績が出ている。また、法科大学院在生学生を対象として、霞ヶ関法科大学院インターンシップが2009年度から行われている。地方自治体においても、弁護士を法律相談担当として雇用する例もある。しかし、これまでのところ、公務員採用を法学部から法科大学院にシフトさせることや、法科大学院だけを対象にしたインターンシップが全国的に行われるには至っておらず、公的部門において求める人材と法科大学院が養成する能力にずれがある。

#### (5) まとめ

①わが国において、法学的素養と知識を備えつつ、行政の業務の専門性に対応して制度設計や法的対応ができる人材が公的部門において期待されているものの、そのような人材を養成する仕組みが、法学系高等教育機関のカリキュラムにおいてまだ確立されていない。

②法曹または法学的知識と素養を備えた者について、公的部門がその能力と適性をはかるための選抜のあり方についても、十分な議論がなされていない。

③民間部門の様々な専門職との協働を担うことができ、国際的な場で、諸外国の行政法曹または専門性を備えた行政官との交渉や協働を行いうる人材が、わが国の公的部門において採用または養成される仕組みが確立していない。

④アメリカのロースクールにおける多様な実務科目の提供とインターンシップ、ドイツにおける2段階の実務修習を通じた行政実務と理論学習の連携と選択科目による専門性の涵養、フランスにおける法学部卒の行政官に対する採用後の専門職官用のための研修制度は、いずれも、わが国の法学系高等教育機関における法律専門家の養成の仕組みと公的部門における法律専門家の役割について、示唆を与えるものである。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

- ① ミルヤ・シュトルク (高橋明男/訳)、ドイツにおける法学教育、阪大法学、査読なし、62巻6号、(2013)、307-317
- ② 高橋明男、公的部門における法律専門家(1)、阪大法学、査読なし、63巻1号、(2013)、211-214
- ③ ジェフリー・ラバーズ (佐伯彰洋/訳)、アメリカのロースクールにおける公共部門における弁護士養成のアプローチ、阪大法学、63巻1号、(2013)、21

5-230

- ④ 高橋明男、公的部門における法律専門家  
(2)、阪大法学、査読なし、63巻2号、  
(2013)、掲載予定
- ⑤ ヤン・ヘンドリック・ディートリッヒ (高  
橋明男／訳)、法曹優位と専門化傾向の間  
で、阪大法学、査読なし、63巻2号、  
(2013)、掲載予定

〔学会発表〕(計4件)

- ① 高橋明男、法曹養成と公的部門における  
法律専門家—国際比較—、エクスターン  
シップ／シンポジウム、2012.12.  
1、早稲田大学
- ② 佐伯彰洋、公的部門における法律専門家  
—アメリカにおけるその養成と役割—、  
国際シンポジウム「公的部門における法  
律専門家」、2012.12.8、大阪大  
学
- ③ 佐藤英世、公的部門における法律専門家  
—ドイツにおけるその養成と役割—、国  
際シンポジウム「公的部門における法律  
専門家」、2012.12.8、大阪大学
- ④ 北村和生、公的部門における法律専門家  
—フランスにおけるその養成と役割—、  
国際シンポジウム「公的部門における法  
律専門家」、2012.12.8、大阪大  
学

(1) 研究代表者

高橋 明男 (TAKAHASHI AKIO)  
大阪大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：60206787

(2) 研究分担者

北村 和生 (KITAMURA KAZUO)  
立命館大学・大学院法務研究科・教授  
研究者番号：00268129

佐伯 彰洋 (SAIKI AKIHIRO)  
同志社大学・法学部・教授  
研究者番号：10257793

佐藤 英世 (SATO EISEI)  
東北学院大学・大学院法務研究科・教授  
研究者番号：90205899

